

地震が起きたら！

わが家は大丈夫？

# 無料でできる耐震診断

昭和56年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅に、  
さいたま市が無料で耐震診断員を派遣します！



実験前

昭和56年以前に建てられた木造住宅



実験後



耐震補強未実施の建物

耐震補強を実施した建物

今年度の申込み締め切り

12月28日まで  
ただし、予定件数に  
達ししだい終了

兵庫耐震工学研究センターで行われた昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の実物を使い、兵庫県南部地震で記録された地震波を加える実験の結果です。

昭和56年6月1日に建築基準法が改正されて、構造基準が強化されています（新耐震基準）。

それ以前の基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は大震災に対する耐震性能が不足している可能性があります。

## （問い合わせ先・申請書の郵送先）

さいたま市役所 建築総務課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
電話 048-829-1539

## （申込先）※申請書も用意しております。

- 建築総務課（さいたま市役所10階）  
※10月～1月までは耐震改修工事により7階に移転
- 建築指導課  
（大宮区役所7階、中央区役所別館2階）
- 各区役所のくらし応援室

# ご利用のながれ

※昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来軸組工法の一戸建て住宅が対象です。

## 派遣の申込み

- 「木造住宅耐震診断員派遣申請書」に必要事項を記入し、建築総務課へ郵送又は各区役所のくらし応援室の窓口まで直接お持ちください。
- ※申請書は各区くらし応援室でパンフレットと一緒に配布しています。  
(申請書はさいたま市のホームページからもダウンロードできます。)
- ※電話・FAXでの申請受付は行っておりません。

## 派遣の決定通知

- 申込み受付後、対象要件について建築総務課で審査を行い、派遣を決定します。派遣が決定した場合は「木造住宅耐震診断員派遣決定通知書」を送付します。

## 耐震診断員から連絡

- 通知書が送付されてから2週間程度で、担当する耐震診断員から電話連絡があります。現地調査の日程調整や、調査内容について打ち合わせをしてください。

## 現地調査

- さいたま市が発行する「耐震診断員証」を携帯した耐震診断員が、ご自宅を訪問し調査を行います。聞き取り調査や現地調査にご協力ください。
- ※現地調査は概ね2~3時間程度です。

## 診断結果の報告

- 現地調査を実施した後、耐震診断員は3週間程度で診断結果の報告書を作成します。その後耐震診断員がご自宅に伺い、報告書の内容を説明します。

### 診断の結果、耐震性に不安があった場合 耐震化には次の助成制度をご利用いただくことができます。

- ※各制度を利用するには、工事等の契約前に申請をし、審査を受ける必要があります。また、申請した年度の1月31日までに耐震補強工事(建替え工事)を完了させて、市に報告する必要があります。
- ※耐震診断の結果は、次年度以降の助成制度ご利用についても有効です。

### 耐震補強助成制度

耐震性の基準を満たす補強設計を行い、その設計に基づく補強工事を実施する場合に助成します。

#### 【補助金】

耐震補強工事の費用(※)の  
**1/2 最大120万円**

※建物の床面積1㎡につき  
33,500円が限度



固定資産税・所得税の減税

### 建替え助成制度

耐震診断の結果が「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅に対して、既存建築物を除却して建替える場合に助成します。

#### 【補助金】

工事の費用(※)の**23%**  
**最大60万円**

※除却する建物の床面積1㎡につき  
33,500円が限度

### 耐震シェルター等助成制度

耐震シェルター・防災ベッドなど、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有する装置を設置する場合に助成します。

#### 【補助金】

費用の**100%**  
**最大30万円**

※さいたま市が定める装置を対象としています。

※さいたま市に申込みされた耐震診断ではない、他の事業者・団体による耐震診断結果は助成対象にならない場合があります。木造在来以外の住宅や共同住宅、自治会館など住宅以外の建築物は別の助成制度を設けております。別途お問合せ下さい。

(問合せ先) さいたま市役所 建築総務課 Tel 048-829-1539 Fax 048-829-1982